

川崎市市街地再開発事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市において都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下「法」という。)に基づく市街地再開発事業の施行者に対し、予算の範囲内において、補助金及び分担金(以下「補助金等」という。)並びに負担金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 市街地再開発事業

法第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。

(2) 施行者

次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第2条の2第1項に基づき市街地再開発事業の施行ができる者(以下「個人施行者」という。)

イ 法第2条の2第2項に基づき市街地再開発事業の施行ができる市街地再開発組合(以下「組合」という。)

ウ 法第2条の2第3項に基づき市街地再開発事業の施行ができる株式会社(以下「再開発会社」という。)

エ 法第2条の2第5項に基づき市街地再開発事業の施行ができる都市再生機構(以下「機構」という。)

オ 法第2条の2第6項に基づき市街地再開発事業の施行ができる地方住宅供給公社(以下「公社」という。)

カ 市街地再開発事業の施行のための準備組織で施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上が参加している組織(以下「再開発準備組織」という。)

キ 市街地再開発事業の準備段階から施設建築物完成後の管理・運営に至るまで一貫して行う第3セクター(以下「TMC」という。)

ク 法第99条の2第1項又は法第118条の28第1項の規定により施設建築物の建築を行う者(以下「特定建築者」という。)

(3) 補助金等

市街地再開発事業の施行者に対して交付する、法第122条第1項の規定による補助金又は法第120条第1項の規定による分担金をいう。

(4) 負担金

法第121条第1項の規定による公共施設管理者負担金及び市街地再開発事業に附帯して市が依頼する公共施設等の整備に要する費用をいう。

(5) 補助要領等

「市街地再開発事業等補助要領」(昭和62年5月20日付け建設省住街発第47号)、
「市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要綱」(昭和49年6月5日付け建設省都再発第77号)及び「社会資本整備総合交付金交付要綱」(平成22年3月26日付け国官会第2317号)をいう。

(補助金等の交付)

第3条 市長は、施行者（都市再開発法施行令（昭和44年8月26日政令第232号。以下「施行令」という。）第47条の2で定める施行者を除く。）に対し、予算の範囲内において、市街地再開発事業に要する費用を補助金等として交付することができる。ただし、次に該当する者は補助金等の交付対象としない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、前項各号に掲げる条件のほか、施行者による補助金等の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る工事の発注又は物品若しくは役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ施行者が補助事業に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

- (2) その他市長が必要と認める条件

(補助金等の対象及び限度額)

第4条 補助事業は、市街地整備に関するもので、次に掲げるものとする。ただし、再開発準備組織及びTMC（TMCの場合は、再開発準備組織から個人施行者になることの同意を得ている者又は市街地再開発組合の組合員となることが確実な者に限る。）においては、（1）に掲げるもののうち事業計画作成に要する費用に限る。

- (1) 調査設計計画
- (2) 土地整備
- (3) 共同施設整備
- (4) 建築物の防災性能の強化に要する費用

2 市街地再開発事業促進区域においては、市街地再開発事業の都市計画が定められる前であっても、「都市再開発支援事業制度要綱」（平成17年3月31日付け国都市第566号）第7の(1)のうち、計画コーディネート業務の計画立案・調整に要する費用及び街区整備計画の策定に要する費用を補助することができる。

3 第1項及び第2項に規定する補助事業に対する補助金等の限度額は、「市街地再開発事業費等補助要領」（昭和62年5月20日付け建設省住街発第47号）及び「市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱」（昭和49年6月5日付け建設省都再発第77号）に準じて算出した額を限度とする。

4 前項の規定にかかわらず、市街地再開発事業促進区域における、法第121条の規定による公共施設の整備に関する第2項の費用は、予算の範囲内で全額補助することができる。

(負担金の支出)

第5条 市長は、施行者（施行令第47条の2で定める施行者を除く。）に対して、予算の範囲内において次の各号に掲げる費用の全部又は一部を負担金として支出することができる。ただし、前条各項に規定する補助事業の補助金等として交付することとなる補助金相当分を除く。

- (1) 測量・試験費
- (2) 用地費
- (3) 補償費
- (4) 除却整地費
- (5) 工事費

2 負担金の範囲及び限度額は、その都度、市長が定める。

3 第3条第2項の規定は、第1項の負担金を支出する場合に準用する。この場合において、同項中「補助事業」とあるのは、「負担金の交付対象となる事業」と、「補助金等」とあるのは、「負担金」と読み替えるものとする。

(負担金の交付手続)

第6条 施行者は、負担金の交付を受けようとする場合は、協議の上、あらかじめ市長に「市街地再開発事業に伴う公共施設等整備計画書」（第13号様式）（以下「整備計画書」という。）を提出しなければならない。ただし、前条第1項第1号のうち、整備計画書作成に要する費用のみの交付については、市と施行者との間で当該年度における協定を締結するものとする。

2 市長は、提出された整備計画書の内容を審査の上、その適否を決定し「市街地再開発事業に伴う公共施設等整備計画承認通知書」（第14号様式）により、施行者に通知するものとする。

3 市と施行者は、整備計画書に基づき市が負担する費用の額及び負担の方法等について、年度ごとに協定を締結するものとする。

4 施行者は、整備計画書の内容に著しい変更が生じた場合は、第1項から第3項の規定を準用し整備計画書の変更手続きを行うものとする。

5 第1項から第4項の手続きをもって、法第121条第2項に規定する負担金の承認又は協議がなされたものとする。

(負担金交付箇所の整備基準及び帰属手続き)

第7条 施行者は、負担金を受けて整備を行う公共施設等の整備基準、仕様及び工期等について、市長の指示に従って事業を実施しなければならない。また、市への財産帰属手続き及び管理等の所管換えについても市長の指示により実施しなければならない。

2 市長は事業の適正な実施を確保するため、施行者に対して、事業に関する報告及び資料提出を求め、また、立ち入り調査をすることができ、必要な措置を命ずることができる。

(補助金等の交付申請)

第8条 施行者は補助金等の交付を受けようとするときは、「市街地再開発事業補助金等交付申請書」（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金等交付申請書には、補助要領等に定められた図書等を添付しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による補助金等交付申請書を受理した場合、当該申請

書の内容等を審査し適当と認めるときは、補助金等の交付を決定し「市街地再開発事業補助金等交付決定通知書」（第2号様式）により、補助金等の交付申請をしたものに通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定にあたり、必要な限度において条件を付することができる。

（補助金等の交付の方法）

第10条 市長は、前条第1項の規定による通知の後、補助金等を交付するものとする。

2 施行者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは「市街地再開発事業補助金等交付請求書」（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更等）

第11条 施行者は、第9条第1項の交付決定後において補助事業の内容を変更しようとする場合において、補助金等の額に変更を生じないときは、「市街地再開発事業の事業内容変更承認申請書」（第4号様式）を、補助金等の額に変更を生じるときは、「市街地再開発事業補助金等交付変更申請書」（第5号様式）をすみやかに市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合における取扱いは、第8条及び第9条の規定を準用する。

2 施行者は、補助事業の経費の配分の変更をしようとするときは、「市街地再開発事業補助金等経費の配分変更承認申請書」（第6号様式）を、すみやかに市長に提出し、承認を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第12条 施行者は、第9条第1項の交付決定後において事業を中止又は廃止しようとするときは、「市街地再開発事業中止・廃止承認申請書」（第7号様式）をすみやかに市長に提出し、承認を受けなければならない。

（事業の完了期日の変更）

第13条 施行者は、補助事業が交付決定通知に付された期日までに完了しないときは、「市街地再開発事業完了期日変更報告書」（第8号様式）をすみやかに市長に提出し、指示を受けなければならない。

2 施行者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し指示を受けなければならない。

（事業の遂行状況報告書）

第14条 施行者は、毎会計年度四半期（第4四半期を除く）ごとに当該事業の遂行状況を、当該期間経過後3日以内に「市街地再開発事業遂行状況報告書」（第9号様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、補助事業の適切な運用を期するため必要に応じて、施行者から補助事業の遂行状況の報告を求め、又は調査をすることができる。

（事業の報告書等）

第15条 施行者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の一部が完了し、交付決定額の一部の交付を受けるときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 市街地再開発事業完了（一部完了）実績報告書（第10号様式）

(2) 発注実績報告書（第15号様式）

(3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第16号様式）

2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,

000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第3条第2項第1号の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

- 3 施行者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第17号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は施行者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 本条第1項第3号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第3条第2項第1号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。
- 5 施行者は、補助事業が翌年度にわたるときは、「市街地再開発事業年度終了実績報告書」（第11号様式）を、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、当該報告の内容を審査及び必要に応じて行う調査などにより第9条の規定による補助金等の交付決定の内容及び、これに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金等の額（以下「交付決定額」という。）を確定し、施行者に「市街地再開発事業補助金等の額の確定通知書」（第12号様式）により通知するものとする。

（補助金等の返還）

第17条 市長は、補助金等の交付決定を受けた施行者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は、既に交付した補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金等を補助事業以外の目的に使用したとき
- (2) 法及び建築関連法令等に違反して補助事業を行ったとき
- (3) 第3条第2項各号の規定に違反したとき
- (4) 第9条第2項の規定による条件に違反したとき
- (5) 不正な手段により補助金等の交付をうけたとき

2 前項の規定によらず、本要綱に基づく補助金等の交付のために、国又は県が市長に交付した交付金等（以下「交付金等」という。）に関して、補助要領等、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）、県が定める政令市市街地再開発臨時補助金交付要綱等（以下「適正化法等」という。）の規定に基づき、市長が国又は県から交付金等の返還を求められたとき又は返還すべき事由が生じたときは、市長は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は、補助金等の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 市長は、前条の規定による交付確定額を越えて、既に補助金等が交付されているときは、当該交付確定額を越える部分に係る補助金等の返還を命ずるものとする。

（経過措置）

第18条 本要綱改正以前に事業認可がなされ、事業中の地区については、第6条第1項及び第2項による負担金の協議がなされたものとみなし、同条第3項により協定を締結するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 補助金等の交付、決定等に関する場合は、この要綱に定めるもののほか、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日川崎市規則第7号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和61年9月10日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成8年5月10日から施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成18年8月4日から施行し、平成18年度分の補助金等及び負担金から適用する。
- 2 この改正要綱の施行日以前に、法第60条第2項の各号に掲げる公告があった事業で負担金の交付を予定している事業については、改正後の川崎市市街地再開発事業補助金等交付要綱第6条に規定する手続きが完了しているものとする。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正要綱の施行日以前に、市街地再開発事業の認可がなされている事業中の地区については、第3条第2項及び第5条第3項の規定は、なお従前の例による。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和7年10月10日から施行する。